

競技会実行委員会設置に関する細則

一般財団法人北海道バスケットボール協会

「目的」

本細則は、一般財団法人北海道バスケットボール協会の基本規程第 57 条〔委員会、部会の設置〕第 4 項に基づき、競技会実行委員会設置に関する細則を定め、執行上の妥当性を図る。

1. 競技会実行委員会設置の競技会対象区分

本細則の対象となる競技会の区分は以下のとおりとする。

- (1) 日本スポーツマスターズ北海道予選会
- (2) 北海道民バスケットボール大会
- (3) 国民スポーツ大会北海道予選会
- (4) 総合選手権兼天皇杯/皇后杯二次リーグ（北海道ブロック予選会）

2. 競技会の実行委員長・副委員長の区分

実行委員会の委員長および副委員長は、HBA 基本規程第 58 条第 2 項ならびに第 3 項の常置委員会より選出する。なお、その任期は 2 年間とする。

	【委員長】	【副委員長】
(1) 日本スポーツマスターズ北海道予選会	: 競技会委員会	社会人部会
(2) 北海道民大会（HBA 主催/主管）	: 競技会委員会	総務委員会
(3) 北海道民大会（HBA 主催・地区協会主管）	: 競技会委員会	開催地協会
(4) 国民スポーツ大会北海道予選会	: 国スポ委員会	強化・育成委員会
(5) 総合選手権兼天皇杯/皇后杯セカンドラウンド	: 競技会委員会	JPBL/WJBL 委員会

3. 実行委員会開催基準について

- ① 第一回開催時期 : 競技会開催日の約 2 か月前に実施「事前に実行委員の決定」
- ② 第二回開催時期 : 競技会開催日の約 1 か月前に実施「組み合わせ、派遣役員の決定、その他」
- ③ 代表者会議 : 第二回実行委員会において実施方法の決定

4. 実行委員会業務確認

- ① 開催地、会場との打ち合わせ（下見、会場責任者の決定）
- ② 稼働依頼「主管（開催）地区協会、HBA 委員会・部会（必要人数の把握）」
- ③ 審判稼働確認
- ④ T0 配置および割り当て
- ⑤ 宿泊の有無確認ならびに手配
- ⑥ 表彰関係の準備、運営
- ⑦ 医科学委員会委員の配置
- ⑧ 会場設営ならびに関連設備、備品等の準備
- ⑨ その他

5. 議決

本規定に定めのない事項は、専務理事が別に定める。

6. 付則

2026 年 5 月 13 日制定、施行

本細則の改訂は、執行役員会に於いてこれを行う